

令和5年度茅ヶ崎市環境審議会 第2回生活環境分科会（WEB会議）会議概要

日時： 令和5年8月8日（火）14時から16時まで
場所： 茅ヶ崎市役所 本庁舎4階 会議室5（市役所での参加、傍聴場所）
出席委員： 鈴木委員、ブランジェ委員
（WEB会議により出席）山田委員、湯浅委員
欠席委員： 北田委員、坂本委員
出席職員： 【環境政策課】柳下課長、森課長補佐、木村主査、石橋主事
【資源循環課】森岡課長補佐
【環境事業センター】富田所長

1 茅ヶ崎市環境基本計画年次報告書（令和5年度版）の評価について

→政策目標3（施策⑬～⑮）、政策目標5（施策⑳～㉓）について、各委員の意見を事前にまとめた資料を用いながら評価を行った。

→主な意見等は次のとおり。（○＝委員、■＝市）

○事務局より前回の会議での説明について1点訂正がある。

→■（事務局）施策⑩に対する質問事項②について、前回、景観資源の取り消しはこれまでないと回答したが、実際は平成29年に1件あった。当時指定されていた樹木を、倒木事故防止のため、空洞化している幹の部分の伐採したことにより、景観資源としての指定理由に則さなくなり、指定を解除した事例がある。訂正してお詫び申し上げる。

○施策⑫のところ、確認していただきたいことが2つある。ごみの排出量（家庭系）の現況値は、既に8年先の令和12年度の目標値を下回っているが、この目標値は今後どうするのか。ごみの排出量（事業系）の現況値は3年前の計画策定時の値を上回り増加しているが、多量排出事業者や一般的な自営業者などいろいろな事業系があるが、どの事業系が増えているか。

○事業系廃棄物が増えている件については、施策⑬のその他（質問事項）でも出ているが、現時点で事務局から回答いただける部分があれば回答いただきたい。

→■（資源循環課）事業者がごみを処理するにあたっては、大きく3つの方法があって、1つ目は地域の置き場（ステーション）に出す方法、2つ目は一般廃棄物の許可業者、廃棄物事業者に依頼をする方法、3つ目は環境事業センターに直接持ち込む方法である。当課で把握している事業系ごみの排出量は、2つ目の許可業者へ依頼する方法と3つ目の環境事業センターに直接持ち込む方法によるごみ量である。これらの方法によりごみを処理している事業者について、どのような業種が多いかは一切把握できていない。

次に、施策⑬の質問事項①について、当課の見解としては、経済活動の戻りが増加傾向に転じた理由の一つとして考えている。もう一つが、令和4年度から、ごみの有料化が始まり、これまで地域の置き場に出していた事業者は、一定の排出量制限がかかるような仕組みになった。今まで結構な量のごみを出していた事業者は、制限がかかったので地域の置き場に出せなくなり、許可業者に依頼をしているという可能性がある。経済活動の戻りと新制度への移行に伴って、事業系ごみの量が増加しているのではという分析になる。ただ、注意しなければいけないのは、令和4年度の事業系の排出量がコロナ前の数値以上に増えているという状況である。コロナ前の数値に戻ったとすれば、経済活動の戻りという理由が成り立つが、コロナ前の排出量以上に増えている傾向があるので、ごみの質の変化等も多少影響しているという分析である。

○今の回答受けて、いかがか。

○残念ながら、納得はできない。回答もそれほど明解ではないので、もう少し調べていただきたい

と思う。経済活動も、コロナ前に戻っていないし、なぜ家庭系が15%下がっているのに、事業系が減らないのか、市民感情としては不思議である。もし何かシステマ的なことで増えたということであれば、もう少しわかりやすい説明をお願いしたい。

○こちらについては、施策⑫の今後検討する課題⑩の文章に付け加える。事業系ごみの増加についてさらなる分析が必要であるといった文章を付け加えて、対策や情報収集なり分析なりを促したいと思う。

ごみの排出量（家庭系）の目標値についてはいかがか。

→■（事務局）こちらについて、もちろん、もう既に指標値をクリアしたからそれで良いというものではなくて、ごみの排出量は少なければ少ないほど良いので、中間見直しのタイミングで検討したいと思う。指標値を変えるべきなのか或いは指標値は変えずに取り組みを推進していくような目標・目安を定め、それに向けて取り組みを実施したと表に出していけるような仕組みを担当課と検討していければと考えている。

○何らかの見直しはしていただきたい。暫定的にでも、目標値を定めるべきだと思う。やり方はいろいろあるかもしれないが、中間見直しは3年後でスピード感としてはいかがなものかと思う。有料化の前後で状況はかなり変わっているので、それを踏まえて対応していただきたい。

○こちらについては、施策⑫の今後検討する課題⑩の文章に追加をする。有料化によって状況が大きく変わっているので、可能な限り早目に再検討するという形にさせていただければと思う。

【政策目標3】資源を大切にす循環型のまち

施策⑬ごみの排出抑制と受益者負担の適正化

○評価できる点は、ごみの有料化の導入および進行管理については、ごみ通信などを通じて周知が進み、概ね良好なスタートができたこと、一般廃棄物処理手数料の改定および進行管理についても、ごみ通信や広報を通じて概ね周知ができたことが挙げられている。

○課題⑪について、市のホームページで、家庭用生ごみ処理機購入補助制度の利用状況（グラフ）を公開しているが、令和2年度までのデータとなっている。令和4年度にごみ有料化がスタートして、現在おそらく100台を超えているのではと思う。やはりそういう変わり目の時にデータを更新してほしい。

課題⑫について、生ごみ処理機の補助金を出すことで生ごみの焼却量が減り、計算上、最終的にはプラスになるというふうを考えている。具体的に知りたいのは、年間の補助金額である。

→■（資源循環課）課題⑪について、市ホームページの情報更新を失念していたため、お詫びを申し上げる。令和3年度はごみ有料化の前夜ということで、今までにない補助金の申請件数があり、その件数を令和4年度も維持している状況である。予算規模で言うと300万円程度で、補助台数で言うと、これまでの6倍、約250台の補助を出している状況である。

予算規模で、令和3年度は300万円程度、これは補正予算を組んで300万円程度にしている、令和4年度も同規模で250万円程度の予算を組んでいた。補助率が購入金額の3分の1もしくは上限2万5,000円なので、予算規模が250万程度で仮に全部上限で申請があった場合、およそ100台の補助ができる。ただ、上限で申請される場合や、1,000円、2,000円の生ごみ処理機もあり、補助金額が数百円程度のケースもあるので、金額は目安となる。

課題⑫について、補助金を財政部局に予算要求として上げる際には、御指摘のような効果額の試算を行った上で、要求をしている。

○予算要求しているということは、考え方として、課題⑫で書いたのはかなり大ざっぱな計算であるが、このような効果があると考えているということが良いか。だとすると、5年10年と中長期に渡れば積分値で積み重なっていくので、かなりの量の減量化に貢献すると思う。費用対効果からすれば十分ペイできることで、予算に達したので単純に締切るという話にはならないと思うがいかがか。

→■（資源循環課）その通りだが、今茅ヶ崎市として、生ごみ処理機の補助金に限らず、全体的に補助金の支出を抑えていく方針がある中で、担当課としては予算要求していきたいと思うが、その辺で悩ましい現状もある。ただ、予算要求の仕方として、効果額と、継続することによりごみ処理経費全体として、かなりペイできるという説明は都度している。

○課題⑫で記載の計算は、あながち過大評価でも、間違っていないということになる。そういうこ

とであれば、補助金という言葉が悪いのかもしれない。生ごみ処理機の補助は、単年度で消えてしまう補助ではなく、補助をすればするほど市は助かるという未来への投資というイメージでとらえていただきたいと思う。

- 課題⑩に関しては、更新してくださいという文言は残す。今、話に出たので更新していただけると思うが、この場でのやりとりを記録に残せればと思う。課題⑫は具体的な数字をどこまで書こうかと思うが、費用対効果が結構あるということなので、担当課に向けてというよりは、その予算を取る時に担当課の武器になるよう、費用対効果があり、未来への投資になるから、予算を増やしてほしいという議論がこの場であったことを文書に記録しようと思う。
- 今後検討すべき課題として、生ごみ処理機の普及の推進では、補助台数のグラフが令和2年までのデータ、すなわちごみ有料化前のデータで、有料化前後に増加した申請件数を反映していないので至急更新すべきであること、有料化により、ごみの排出量は約8,000トン、約11%減少したが、家庭系ごみについて言えば、燃やせるごみ・燃やせないごみともに大幅に減少する一方、プラスチック製容器包装類やペットボトルなどの資源物の回収が増えているため、今後ごみ排出量の減少がどこまで継続するのか、リバウンドがみられないかなど、動向を注視する必要があることが挙げられている。
また、生ごみ処理機の導入による生ごみの減量について、減量効果と購入補助金のあいだに費用対効果もみられ、未来への投資になるので、補助の拡大に努めてほしいという意見や、戸別収集の導入について、ごみの有料化を未だに理解できていない住民（単身者）等の不適切投棄を防ぐためにも、早期実現の検討を求めるといった意見が挙げられている。

施策⑭適正な収集・運搬の実施

- 評価できる点として、適正排出に向けた啓発として、様々な広告媒体を活用し、環境指導員との連携を強化するとともに、排出指導班による啓発を実施した結果、不適正排出の啓発件数が減少傾向にあること、収集コースや収集方法の見直しにおいて、地域の理解を得ながら進めていること、安心まごころ収集制度が拡充されたことが挙げられている。
 - その他（質問事項）について、担当課から回答いただければと思うがいかがか。
- （環境事業センター）順次回答をさせていただく。まず、質問事項①について、ごみ有料化が始まり、特に不適正排出や不法投棄が懸念され、地域の集積場所等を管理している各自治会からの課題解決のために、カメラの設置要望に応えられる準備を進めてきた。カメラには、録画機能がないカメラと、録画機能が付いているカメラの二つを用意しているが、数で言うと、録画機能がないカメラを31機、録画機能が付いているカメラを5機、年間で設置した実績がある。累計については、資料を確認したところ、平成22年頃からデータが残っており、約10年間で、延べ100機ぐらい設置したり、或いは課題解決したところは外したりといった取り組みを進めてきた。必要台数については、その事例によって、カメラが必要なかどうかを、地域を管理する方と行政で判断して設置を進めてきたので、数字的には計り知れないものがある。
- 次に、質問事項②について、ダミーカメラ、録画機能が付いているカメラともに、設置をすると一定の抑止効果は見られる。実際に録画機能が付いている監視カメラに不法投棄を繰り返す車両が映り、その後警察を介して犯人の特定に繋がったといった事例もある。問題点としては、バッテリーの交換などの手間がかかることや、犯人特定に繋がるものが映っていないと、警察対応にならないといったことが挙げられる。
- 次に、質問事項③について、市の財政難を考える中で、財政健全化緊急対策という取り組みを進めており、その取り組みの一つとして、これまで固定してきた収集の曜日や時間の変更等を含めて、地域の御協力御理解を得ながら、より効率的なコース作成を繰り返してきた。その結果、令和元年度から段階的に収集台数を削減し、さらに令和4年度からは、民間活力の導入、いわゆる一部地域の委託を行ったところ、車両台数で言うと合計で収集車6台の削減を、サービス水準を維持した中でできた。効果としては、それにより、一定量の燃料消費が削減された。
- 次に質問事項④について、令和4年度は、地域の環境指導員の2年任期の初年度かつ、ごみ有料化が始まる年で、それまでコロナ禍で実施できなかった対面での研修や視察見学、施設見学、各地域の集会施設等に担当職員が出向いて行う会議がようやくできた。また、集会施設等での会議では、地域での取り組みにおいて御不明やお困りのことがあれば、環境事業センターの地区担当

職員に気軽に御相談くださいという発信を継続的に行った。こうしたことから、改めて顔の見える関係の構築ができ、日頃から連携して、不適正排出の対策や調査等を行うことができた。業務改善排出指導班とは、環境事業センターの現場職員の中で組織する班で、不適正排出の多い集積場所などについて、特に収集の現場目線にとらえて、必要な指導等の対応を行っている。

不法投棄の件数や内容の変化について、ごみ有料化の開始後、これまで以上に監視に力を入れてきた中で、いわゆるポイ捨てと言われる、家庭系ごみが多く散見される一方で、市内北部の丘陵地や河川付近には、比較的形状の大きな不法投棄も見られるが、その量、件数は着実に減ってきていると捉えている。

最後に質問事項⑤について、特に不法投棄の多い丘陵地である小出地区や河川のある鶴嶺東地区は、自治会の役員や環境指導員との意見交換を継続的に実施している。その中で、市民や地域が、自分たちの課題にとらえ、特に小出地区まちぢから協議会では環境保全部会が設置されて、地域と行政の連携がこれまで以上に深まり、課題解決の協議実践が進み始めている。具体的には、不法投棄がされやすい場所を合同パトロールし、その結果から、道の路肩の草刈清掃を行った実績もある。今後は、監視カメラの効果的な設置、運用についても検討を深めて行く予定である。また、小学生向けに行っている環境学習から派生して、不法投棄防止看板を児童に作成していただいた事例もある。このように、地域と行政がしっかりとした関係性を維持し、互いに役割を果たしながら、課題解決を進めていきたいと考えている。

- 今の回答ないし、今後検討すべき課題について、委員からの補足やコメントがあればと思うがいかがか。
- 環境事業センターの報告書を見て、結局何をしたかという具体的な、定量的な記述がなく、分からないので評価ができない。今の丁寧な説明を全部書き切れないのは当然理解できるが、報告書を見る方が分かるような定量的かつ具体的な記述を今後要望する。
- この要望については、課題⑫にも入っているので、報告書のスペースの問題もあると思うが、もっと具体的な数字が入っていたら良いという文章を今後の課題に残そうと思う。
今後検討すべき課題は、収集体制の見直しがどのような基準で行われているのかについて、より広く周知していく必要があること、不適正排出や不法投棄の件数や内容の変化の把握が必要であること、環境基本計画年次報告書に定量的なデータを盛り込むこと、安心まごころ収集について、再度周知させる施策を徹底すべきであることが挙げられている。

施策⑮適正な処理・処分の実施

- 評価できる点として、ごみの焼却処理施設などの施設について、老朽化を見据えた保守点検と必要な修繕を実施し、適正な運転の維持管理を行ったことが挙げられた。
また、環境教育に極めて有効であると思われる環境事業センターやリサイクルセンター施設の見学と、現在の焼却量が計画策定時（令和元年度）に比べて約15%減少し、中間（令和7年度）および期末（令和12年度）の各目標値を下回っており、ごみ有料化の効果・影響と思われるが、焼却量低減について、大いに評価できる。
- 今後検討すべき課題について、補足・説明等はあるか。
- 課題⑪⑫について確認したい。焼却灰は、確か燃やすごみの15%ぐらい出ると思う。だから、5、6万トンから15%ぐらいで7,000トンぐらいの灰が出る。
それを最終処分場で埋め立てるのか、灰溶融処理で資源化するのか、予算に応じてやっていくという考えでよろしいか。また、将来最終処分場は満杯になり、どこにも捨てる所がない場合、7,000トンを全てガラス溶融すると、1トンで大体5万円ぐらいかかるので3億5,000万円ぐらいガラス溶融にかかるという理解でよいか。
- （資源循環課）まず、市は最終処分場を有していて、そこに焼却灰を埋め立てることができる。ただ、この最終処分場は、地元との約束で使用期限が決まっている。それ以降は、焼却灰は基本的には全量再資源化という考えでいる。まだ処分場が使える状況なので、埋め立てるという選択肢もあるが、外部委託するのに全量一気に委託というのは、なかなか受け入れ先を確保するのが難しいので、埋め立てながら徐々に資源化量を増やしていき、令和15年の使用期限を迎えて全量再資源化する流れでいきたい。委員の言うとおり、1トン5万で、かなりの金額がかかるので、何とかこの焼却量を減らしたいとごみ有料化を開始した。

- 今後検討すべき課題は、環境基本計画年次報告書に定量的なデータを盛り込むこと、不適正排出シールを貼るだけでなく、排出ルールの徹底が必要であることが挙げられている。
- また、最終処分量は、焼却残渣の焼却灰から灰溶融処理などの再資源化量を引いた値で、最終処分場に埋め立て処理される。従って、最終処分量を減らすには、外部に委託する焼却灰の灰溶融量を増すことになり、かなりの外部費用が発生する。最終処分量と焼却残渣の再資源化量がトレードオフの関係となるので着地点の検討が必要である。
- ごみ処理の広域化を推進するとあるが、どのような形での広域化を行おうとしているのかについての説明があるとよい。
- 施設見学は、単発ではなく組織的・計画的に継続して行われることが望まれる。
- 各設備の点検を継続的に行うと同時に、将来発生する設備の切り替えを考えることも重要である。

【政策目標 5】

施策②学校における環境教育の充実

- 評価できる点は、出前授業の実施件数や環境学習支援サイト「ちがさきエコスクール」へのアクセス数が着実に増えている点、「スクールエコアクション」や「ちがさきエコスクール」、「環境学習 News」などの運用と情報提供により、小中学校の生徒および教員の環境学習を支援し、小中学校向けの多彩な出前授業も目標件数以上に実施したことが挙げられている。
- 今後検討すべき課題について、補足・説明等はあるか。
- 課題⑦について、茅ヶ崎市の小中学校に1万9,000人ぐらいの生徒がいるようで、いろいろと環境学習機会を作っているが、計画的・組織的にやるにはどうしたらいいか。定量的に、どれぐらいの環境学習機会を作れば、どれぐらい経験できるかを計画的に実施してほしい。
- 課題⑧は、寒川広域リサイクルセンターで働いている方は手選別で作業していて、実際見て衝撃を受けた。実際の作業を見学するというのは、非常に重要だと思うので、ぜひできるだけ実施していただきたい。
- （事務局）環境学習について、次世代を担う子どもたちに、計画的に進められることが一番良いと思うが、学校側のカリキュラムもあるので、現状は学校からの依頼等に基づいた出前授業等の実施となっている。ただ、課題⑥で「ちがさきエコスクール」の内容について、学校や教員などの意見を参考に聞く必要があるといった指摘もいただいており、毎年年度当初は学校へスクールエコアクションの取り組みをお願いしている中で、学校と直接お話ししたりする場もあるので、そういった機会を通じて、ぜひ環境学習の場を学校側と調整し、広く啓発していけるように、今後考えていきたい。
- ざっと見て、年間どれぐらいの生徒がこういう環境学習を受けているか。いろんな例があるので、数を数えたことはないかもしれませんが。
- （環境事業センター）小学校4年生が、様々な視点から環境を学ぶ学年と聞いている。例えばごみのことだったり、その他の環境のことだったり各学校で選択されていると思う。
- 環境事業センターの方にもかなりの小学生が見学に来ている。コロナ禍はなかったが、3年度、4年度と、また元に戻ってきており、市内半数以上が来ている。それぞれの学校のメニューに応じて環境事業センター、資源循環課、それぞれのセクションでいろいろ対応をしていくと思う。
- 人数的にはどれぐらいか。
- （環境事業センター）令和4年度は、小学校12校が見学に来て、生徒は約1,400人である。市立小学校は19校なので、3分の2ぐらいの学校が環境事業センターに見学に来ている。
- すごいことである。
- 今後検討すべき課題は、「ちがさきエコスクール」の内容の改善を図っていくため、利用している教員などからの意見を広く聞く必要があること、環境事業センターや寒川の広域リサイクルセンターなどの施設見学会を増やし、環境学習のメニューを充実させ、実際の現場を見学して学習する機会を増やすことが挙げられている。
- また、市内小中学校に在学する9年間に、出前授業や色々な環境学習に触れる機会を計画的・継続的に提供するようなシステムは作れないだろうかという意見もある。

施策③地域における環境学習機会の拡充

- 評価できる点は、コロナ禍の影響が残る中で、環境に関する講座、見学会、観察会や、地域清掃・ボランティア清掃や美化キャンペーンクリーン茅ヶ崎などが実施されたことが挙げられている。特にオンライン講座は、参加人数の制限が少なく、会場以外の自宅や学校・企業などからも参加できることから、今後学習機会を拡大する可能性がある。
- 今後検討すべき課題は、コロナ禍で落ち込んでしまった各種活動への参加をどのようにして回復させていくのかについての検討を行う必要があること、環境問題に関心はあるものの対面参加が難しい参加者層を掘り起こしたり、幅広い年代の参加を促したりするため、オンライン講座あるいはハイブリッド講座を検討すべきであることが挙げられている。

施策③庁内の環境意識の向上

- 評価できる点は、茅ヶ崎市環境マネジメントシステム（C-EMS）の運用や生物多様性の庁内通知、自然環境庁内会議、各種研修会や関係機関への職員派遣、アロハビズなど積極的に取り組んでおり、庁内の環境意識が向上していることが挙げられている。
- 今後検討すべき課題は、茅ヶ崎市における成果がどの程度のものなのか判断ができないので、同様の取り組みをしている他自治体の数値などを比較するとこと、市有施設におけるエネルギー消費量は、計画策定時（令和元年度）に比べわずかながら（3.5%）増加しており、3年後の目標値-13.6%を達成するには、4.5%/年削減する対策が必要であること、様々な研修会や勉強会・セミナーが増える中で、ある程度の優先順位をつけて研修会疲れしないよう継続的に取り組むこと、里山、清水谷の様な生物多様性を学ぶ好環境を活かし理解を深めて市民に教示することが挙げられている。

施策④環境に配慮した活動への支援

- 評価できる点は、コロナ禍においても、広報活動、環境に関する講演会、市民団体実施のイベント後援など、環境に配慮した活動への支援を継続してきた点、事業者向けの環境に関する情報を提供し、「ちがさきエコネット」のエコ事業者の登録が6社増加したことが挙げられている。
- 課題⑧について、当初参加者が少ないなら見直したらどうかと思ったが、その後、自然環境評価調査員養成講座が重要であれば実施してほしいと思う。
- こちらについて、コロナ禍で定員を減らし人数が減っているという影響も少しあるかと思うが、この講座の特性も踏まえて担当課いかがか。
- （事務局）担当の景観みどり課が本日同席していないので、事務局から回答する。自然環境評価調査に関連する講座への参加は、茅ヶ崎市の自然環境に関心を持っていただく、或いはそういったものに繋がると考えられる。定員をどのように設定するかも当然あるが、極力参加いただける形で、周知等を行うのが良いと思う。コロナ禍で、昨年度までは講座等を自粛していた部分が少なからず影響しているが、参加人数は多い方がいいと考えている。
- 課題⑧を書いた者として、分科会の意見として取り上げる必要はないと思う。
- 課題⑧は、この段階で意見として取り上げないとする。
- 今後検討すべき課題は、市が広報した市民等の主催による環境活動数は32件と計画策定時（令和元年度）の63件に比べ半数であり、コロナ禍で落ち込んだ市民による活動が広がるよう、支援するための方策が必要であること、市民団体・事業者の環境活動内容と行動実態をリサーチ、評価・賞賛し市民に共有することが挙げられている。

施策⑤環境に関する情報の発信

- 評価できる点は、市のホームページのみならず、新しい情報発信手段として、市の公式LINEアカウントを開設し、「友だち追加」などによって市民に情報を届けようと工夫している点、環境ポータルサイト「ちがさきエコネット」のアクセス数/更新回数がともに3年後の中間目標値を超える回数が実行されたこと、ちがさき環境フェア2022が開催できたことが挙げられている。
- 今後検討すべき課題は、コロナの収束に伴い、イベントや講座に関する情報発信回数をコロナ以前に戻しながら、SNSを通じた情報の発信や収集の機会が多くなっていることに対応し、新しい手段の導入を常に検討していく必要があること、環境ポータルサイト「ちがさきエコネット」のアク

セス数が多いことから、同サイトをリニューアルしてさらに魅力的なサイトとして拡充すること、電子化促進傾向にあるので、徐々に紙媒体は縮小し将来的には廃止することが挙げられている。

○前回第1回生活分科会で、今回提示するとしていた施策⑨⑩⑪について、確認いただきたい。

【政策目標2】良好な生活環境が保全されているまち

施策⑨地域での生活環境の保全

○今後検討すべき課題は、自動車や航空機による騒音と、ペットの鳴き声などが混在しており、分かりにくいと思われるので、書き分けるなどの記載の工夫が必要であること、適正飼育普及啓発パトロールについて、だれが、どのようにして行っているのかについて説明すること、ペットの鳴き声抑制や糞尿の処理、他の通行人への配慮などについて、飼い主へのサポートやマナーの徹底を行う必要があること、自動車の騒音については基準を超過しているところがあり、深夜の軍用機についても基準を超えているように感じられるので、実態の把握と対策が必要であること、飲食店からの騒音や、暴走行行為による騒音などについても、実態の把握と対策が必要であること、騒音計、振動計の貸し出しについて、使用目的などの確認をして、状況の把握と問題の解決に生かすことが挙げられている。

施策⑩まちの美化の推進

○今後検討すべき課題は、課題⑧から⑫まで5つあったのを集約した。コロナ禍で減少していたボランティア清掃などへの参加人数を回復させていく方法についての検討が必要であること、市外からの訪問者に対しても、「きれいなちがさき条例」の周知を図る必要があること、公園愛護会の活動について、さらなる周知が必要であること、マイクロプラスチックについて、社会の動きに対応した施策を打てるようにすること、ボランティア活動への参加賞・参加証については、存在を積極的に周知することが挙げられている。

【政策目標3】資源を大切にす循環型のまち

施策⑫4Rの推進

○今後検討すべき課題は、「草木灰」の配布重量が、現況5kg袋であるが、持ち運び（帰り）やすい2kg程度の包装を望むこと、フードドライブの取り組みを今後拡大するにあたり、現況の把握・分析と問題点を検討する必要がある、例えば、現況「常温加工食品、賞味期限2か月以上」に限られている対象食品を拡大することが挙げられている。

本会議の冒頭に議論した、課題⑩は、有料化によって状況が大きく変わっているため、可能な限り早めに再検討すると提案したので、その文章に変更する。課題⑪は、事業系ごみの増加の原因を調べ、減量化につなげる施策を検討すべきであることと、事業系ごみは資源物の混入率も多く（約33%）、ごみの量と質の両面から改善に向けた指導が必要であることから、さらなる分析が不可欠であるとしているが、文章を短くし、事業系ごみの増加についてさらなる分析が必要という部分を強調して書くことにする。

その他、リサイクル活動が盛んであることへの満足度を高めつつ、他地区からのポイ捨てや剪定枝の出し方についてのさらなる周知が必要であるという課題も挙げられている。

○課題⑨について、現在の対象食品が常温・加工・賞味期限2か月とかなり制限がきつくて、もう少し広げないと、現実的にはあまり集まらないのではないかと。例えば、冷凍冷蔵、或いは野菜や生鮮までとか。賞味期限2か月も随分長い感じがして、市としてはやはり安全範囲で進めたいと

いうのがあるのか。

- （資源循環課）安全性を考慮して現在の基準がある。また、受け入れ先がこのような基準を設けているので、まずはこの基準の中で、安全性を考慮して進めなければいけないと考えている。ただ、賞味期限が切れたものを実際に窓口にお持ちいただく方もいて、それを無理に断るのもなかなか難しい状況もあるので、その段階で受け入れ先に、賞味期限が1か月に迫っているが、もしすぐにはけるのであれば持ち込みたいと話をすると、臨機応変に対応してくれるケースもある。一般的な基準は設けつつも、受け入れ先の意向も含めながら臨機応変に対応していきたい。
- 今話を聞いて、出す方の問題と受け入れる方の問題があって、その辺を臨機応変に対応しているということが分かった。賞味期限が1週間後でも受け入れられるところはあるし、さすがにそれでは無理というところもある、ということでよろしいか。
- （資源循環課）例えば、子ども食堂とかに提供する場合は、安全性は考慮されなければいけないと思う。一方、生活困窮者で今すぐ食料が欲しいという方もいるので、そういった様々な方がいる中で一定の基準を設けて臨機応変に対応していきたいという考えである。
- フードドライブを拡充するのは広く合意されると思う。現状を把握して、問題点を洗い出しさらに拡充につなげていくのは良いと思うが、課題⑨について、今話から様々な事情があって臨機応変に対応しているというのであれば、後半の文章は削るという手もあるかなと思うがいかがか。
- 臨機応変に今後対応するというのは、そのようにぜひお願いしたい。課題⑨を書いた趣旨は、このままでは、あまり拡充されないのではと思ったからで、今の資源循環課の話を聞いて、むしろ納得をした。
- そうすると、課題⑨の文章後半は、賞味期限などについては臨機応変に対応するに変えさせていただく。フードドライブ自体は推進したほうが良いと思うので、さらに広げていくためにはどうすればいいのかということで、文書に残したいと思う。

2 その他

- 事務局より今後のスケジュールの案内を行った。
- ・今後、分科会長が生活環境分科会の評価コメントの取りまとめを行う。
 - ・取りまとめた評価コメントは、分科会委員の確認後、安齋会長に送付する。
 - ・各分科会の評価コメントをもとに安齋会長が答申案を作成する。
 - ・次回、第2回茅ヶ崎市環境審議会（全体会）で、答申案の審議を行う。
（10月開催予定。詳細は未定）

■配布資料

資料 茅ヶ崎市環境審議会 生活環境分科会 事前評価シート
参考資料 廃棄物の排出量データ